

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和3年6月21日 山口地方法務局宇部支局 登記官 原田邦夫

記

意見又は資料の提出先 山口地方法務局宇部支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積
2505-2021-0001	山陽小野田市大字山川字山中1595-3	雑種地	23
2505-2021-0002	山陽小野田市大字山川字東畑1632-6	公衆用道路	16
2505-2021-0003	山陽小野田市大字山川字東畑1632-7	畑	13
2505-2021-0004	山陽小野田市大字山川字東畑1633-3	公衆用道路	33
2505-2021-0005	山陽小野田市大字山川字壁岩1761	畑	52
2505-2021-0006	山陽小野田市大字山川字中碓1060-3	ため池	145
2505-2021-0007	山陽小野田市大字山川字中碓1061	ため池	158
2505-2021-0008	山陽小野田市大字山川字高畑1695-2	田	72
2505-2021-0009	山陽小野田市大字山川字山中1619-2	公衆用道路	69